



市からの連絡帳

届け出

西東京市民カードは破損などにより引き換えます

表面の8桁の番号が金色のカードは生分解性プラスチック製で、弾力が弱く割れやすいことが判明しました。破損などを確認したときは引き換えますので、市民課(田無庁舎2階・保谷庁舎1階)、各出張所にご持参ください。

①認め印 ②破損した西東京市民カード ③窓口に来た方の本人確認ができるもの(運転免許証・パスポート・健康保険証等)

※代理人による申請の場合は、代理人選任届(本人自筆)が必要です。

◆市民課 田(☎042-460-9820)・保谷(☎042-438-4020)

税・年金

軽自動車税納税通知書を発送

平成24年度の軽自動車税納税通知書は、5月1日(火)に発送する予定です。

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。4月2日以降に廃車や譲渡した場合でも旧所有者に課税されます。その場合の月割りによる払戻しはありません。

身体障害者の方が所有する車両であるなど、一定の要件のもとに軽自動車税を減免する制度があります。納期限前7日(平成24年度は5月24日(木))までに申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

◆市民課 田(☎042-460-9826)

公的年金などの収入が400万円以下で確定申告不要の方も市民税・都民税は申告を

平成23年分の所得税の確定申告から、1年間(1月1日～12月31日)の公的年金などの収入金額が400万円以下で、そのほかの所得金額が20万円以下の方は、確定申告をすることがなくなりました。

上記により確定申告が不要となった方でも、市民税・都民税の算定に当たり生命保険料控除や医療費控除など公的年金などの源泉徴収票に記載のない控除を追加することにより、市民税・都民税が減額になる場合があります。この場合、市へ市民税・都民税の申告書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

※確定申告をした方は、市民税・都民税の申告は不要です。

◆申告方法

田 市民税課(田無庁舎4階)

保 公的年金などの源泉徴収票、各種控除に必要な証明書・領収書等

◆市民税課 田(☎042-460-9827・9828)

国民年金の学生納付特例・若年者納付猶予制度のご利用を

20歳以上の方は、学生でも国民年金に加入する必要がありますが、次に当てはまる場合は、申請をすることにより保険料の納付が猶予されます。

◆学生納付特例制度

田 学生の方で本人の前年の収入が一定額以下の場合

※平成23年4月～平成24年3月の学生納付特例を希望する方は、5月1日(火)までに申請してください。

◆若年者納付猶予制度

田 30歳未満の方で、本人と配偶者の収入が一定額以下の場合

□申請場所 保険年金課(田無庁舎2階)、市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎1階) これらの申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などに

より障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなる場合があります。詳しくは下記へお問い合わせください。

◆保険年金課 田(☎042-460-9825)

子育て

母子家庭の母の就職のための高等技能訓練促進費などを支給

児童扶養手当の受給者などで、看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師などの資格(修業年限2年以上)の取得が見込まれる方に対し、訓練促進費などを支給します。平成24年度中に修業を開始する方は、非課税の場合が10万円、課税の場合が7万5,000円(予定)です(上限3年間)。

◆子育て支援課 田(☎042-460-9840)

文化・スポーツ

「コール田無」多目的ホールの工事

11月12日(月)～21日(火)は音響工事のため、「コール田無」多目的ホールの利用ができません。ご理解とご協力をお願いします。

田 コール田無(☎042-469-5006)

◆文化振興課 保(☎042-438-4040)

「ひばりアム」野球場トイレ建設工事

ひばりが丘総合運動場「ひばりアム」野球場は、トイレ建設工事のため、7月23日(月)～8月4日(土)の期間、2か月前抽選および随時予約の申し込みができません。ご理解とご協力をお願いします。

◆スポーツ振興課 保(☎042-438-4081)

傍聴 教育委員会

時 4月24日(火)午後2時から
場 防災センター6階
内 行政報告等
定 10人
◆教育企画課 保(☎042-438-4070)

傍聴 審議会など

■地域密着型サービス等運営委員会
時 4月17日(火)午後7時～9時
場 保谷庁舎 別棟B会議室
内 地域密着型サービス事業者の指定について等
定 5人
◆高齢者支援課 保(☎042-438-4030)

■青少年問題協議会

時 4月23日(月)午後2時から
場 イングリッド3階
内 青少年ヒヤリングについて
定 5人
◆子育て支援課 田(☎042-460-9841)

■子ども福祉審議会

時 4月27日(金)午後1時から
場 田無庁舎3階
内 子育てワイワイプランの評価・検証について等
定 5人
◆子育て支援課 田(☎042-460-9841)

■健康づくり推進協議会

時 4月27日(金)午後1時15分～2時45分
場 保谷保健福祉総合センター2階
内 健康づくり推進プラン策定について等
定 5人
◆健康課 保(☎042-438-4021)

後期高齢者医療保険料の平成24・25年度の保険料率が決まりました

◆保険年金課 田(☎042-460-9823)

2年ごとに見直される後期高齢者医療保険料の料率は、原則東京都内で均一で、2年間の医療給付費などに応じて定めることになっています。平成22年度に引き続き、今年度からも保険料率が改定となり、今年1月の東京都後期高齢者医療広域連合議会で、平成24・25年度の保険料率および軽減措置が決まりました。

今回は医療費の増加などに伴い大幅な上昇が見込まれるため、保険料の増加抑制策を講じて、さらに一定のご負担をお願いせざるを得なくなりました。

なお保険料軽減対策で、構成団体である都内の区市町村は一般財源を投入しています。当市では今年度に、1億5千万円を負担する予定です。

◆保険料の決め方

東京都の保険料(限度額55万円^(※1))=均等割額(被保険者1人当たり4万100円^(※2)+所得割額(賦課のもととなる所得金額^(※3)×東京都の所得割率8.19%^(※4))

※1 平成23年度までは限度額が50万円でしたが、5万円引き上げられ55万円になりました。

※2 平成23年度までは3万7,800円でしたが、2,300円引き上げられ4万100円になりました。

※3 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得および山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額33万円を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

※4 平成22・23年度は7.18%でしたが、1.01%引き上げられ8.19%になりました。

◆保険料の軽減

所得に応じて保険料の軽減があります。軽減には、確定申告をはじめ、所得の申告などが必要です。

①均等割の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療保険被保険者全員と、世帯主の「所得金額を合計した額」をもとにした軽減があります。(別表1参照)

②所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとにした軽減があります。(別表2参照)

③会社の健康保険などの被扶養者だった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、会社の健康保険など(国保・国保組合を除く)の被扶養者だった方は、所得割額が無料になり、均等割額が9割軽減された額(4,000円)のみとなります。

◆保険料納付書などの送付

4月の年金から平成24年度の保険料を引き落とされている場合は、平成22年分の所得に応じた仮の金額での

徴収となっています。平成23年中(平成23年1月1日～12月31日)の所得に応じた保険料につきましては、7月の中旬ごろに決定通知などを送付します。

◆広域連合では、後期高齢者医療制度について、ホームページ「東京いきいきネット」で情報提供を行っています。
HP <http://www.tokyo-ikiiki.net>

別表1

所得金額の合計が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
基礎控除額(33万円)	8.5割
8.5割軽減を受ける世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が年収180万円以下で、その他の所得がない場合	9割
基礎控除額(33万円)+(24.5万円×被保険者の数(被保険者である世帯主を除く)) ※単身者は該当しません。	5割
基礎控除額(33万円)+(35万円×被保険者の数)	2割

※65歳以上(1月1日現在)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

別表2

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
①15万円以下	100%
②20万円以下	75%
③58万円以下	50%

※A・Bは東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減策です。